

加東市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和4年度定期監査（11月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和4年12月26日

加東市監査委員 高 橋 優  
加東市監査委員 壺 井 弘 次  
加東市監査委員 田 中 正 紀

# 令和4年度定期監査（11月期）結果及び意見

## 総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和4年11月25日において、令和4年度11月期（令和4年4月1日から令和4年10月31日まで）における、福田小学校、三草小学校の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の6点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 施設使用許可及び使用料徴収事務は、適切に行われているかどうか。
- (5) 教材費等の徴収事務は、適正に行われているかどうか。
- (6) 備品管理は、適正に行われているかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和4年度11月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

## 【福田小学校（教育総務課）】

### 1 監査の結果

福田小学校は「共に挑み 共に伝え合い 共に感謝する 福田っ子の育成」を学校教育目標に掲げ、生きる力を身につけ、自立する子どもの育成を目指して学校運営を行っている。

職員数は、教諭（校長、教頭を含む）11名、臨時講師4名、事務職員1名、会計年度任用職員8名の計24名である。

10月末時点における児童数は、1年生14名、2年生15名、3年生19名、4年生25名、5年生23名、6年生17名の計113名である。

校長から、11月までに実施された行事等について説明があった。

令和7年度の社地域小中一貫校開校に備え、社地域の小学校5校が交流する行事や、社中学校との出前授業等を行っている。

学校施設（運動場・体育館）の使用状況及び使用一覧表を確認した。当学校は地域のスポーツ団体等の減免対象団体の使用が主であり、10月末時点で使用料は発生していなかった。

備品購入費に係る契約書一式を確認したところ、適正に処理されていた。

学校徴収金に係る現金出納簿、領収書及び預金通帳の一部を確認したところ、

適正に処理されていた。

理科室の備品の一部を抽出し、現物と備品台帳の突合を行い一致することを確認した。

## 2 意見

当学校は地域住民の協力のもと農業体験を行っており、児童の心身の発達、地域との交流の良い機会となっていることを評価する。

小中一貫校開校に備えた交流や出前授業等は、児童及び教職員が小中一貫校に円滑に移行するための重要な機会と考えられるため、今後も事業の継続をお願いしたい。

学校徴収金について、支払の際に現金を数日手元で保管している場合があるので、十分取り扱いに注意し、金庫での保管を徹底していただきたい。

現行の備品台帳は、同時に複数購入した物を1行にまとめて管理しているため、その一部を廃棄する場合の管理が困難であると思われる。本来備品台帳は、備品を廃棄することを前提として、例えば同じ物品でも枝番を付すなど、個別に管理できる体制が必要である。今後、小中一貫校の開校に向けて備品台帳の記載方法を検討していただきたい。

### 【三草小学校（教育総務課）】

#### 1 監査の結果

三草小学校は「『ともに』 心豊かでたくましい三草っ子の育成」を学校教育目標に掲げ、お互いの良さを認め合い、高め合う子どもの育成を目指して学校運営を行っている。

職員数は、教諭（校長、教頭を含む）11名、臨時講師及び任期付講師2名、臨時事務職員1名、会計年度任用職員4名の計18名である。

10月末時点における児童数は、1年生9名、2年生9名、3年生13名、4年生14名、5年生13名、6年生13名の計71名である。いじめや問題行動を防止するため毎月全児童に対しアンケートを実施し、把握に努めている。

校長から、11月までに実施された行事等について説明があった。新型コロナウイルス感染症の影響で実施していなかったふれあい茶摘み等の行事を、3年ぶりに全校生及びその保護者が集まって実施した。

令和7年度の社地域小中一貫校開校に備え、社地域の小中学校が統一して社学園小中一貫教育目標「『向上心』 共に学び、夢に挑む自立した子どもの育成」を掲げ、義務教育9年間を見通した系統性と連続性のある学習及び生活指導を行っている。

学校徴収金に係る預金出納簿、領収書及び預金通帳を確認した。

学校の備品の取り扱いについては、令和4年8月に改訂された。

## 2 意見

小中一貫校の開校後には、児童が各校の大きな差を感じることをないように、残り2年間ご尽力いただきたい。

学校徴収金に係る預金出納簿の一部で、支出の日と領収書の日付が異なるものが見られた。預金は通帳で確認できることから、現金の動向について分かるように出納簿を修正すること。

備品台帳の内容については、福田小学校と同様に、備品を廃棄することを前提とした、個別に管理できる記載方法とすることが望ましい。事務に係る現状を踏まえて、より管理しやすい備品台帳を検討いただきたい。

備品の取扱いは、庁舎と学校では異なる部分が多いと思われるので、管財課が作成した庁舎向けの基準だけでなく、学校事務に合わせ、事務が煩雑にならないような基準・仕組みを引き続き検討していただきたい。

社地域小中一貫校の開校に伴い、令和7年度以降使用しなくなる校舎をどのように活用していくかが今後の課題として挙げられる。当学校の伝統ある茶畑なので、市と地域住民がともに活用方法を検討していただきたい。